

官報

号外 昭和四十年五月十四日

第四十八回国会衆議院会議録 第四十四号

昭和四十年五月十四日(金曜日)

議事日程 第四十二号

昭和四十年五月十四日

午後二時開議

第一 国民年金法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 農地被買収者等に対する給付金の支給に
関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

安宅常彦君の故議員加藤精三君に対する追悼演
説

日程第一 国民年金法等の一部を改正する法律
案(内閣提出)

日程第二 農地被買収者等に対する給付金の支
給に関する法律案(内閣提出)

午後九時四十分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

○議長(船田中君) 御報告いたすことがありま
す。

議員加藤精三君は、去る三日逝去されました。
まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において、去る九日
贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力された法務委員
長議員正四位勲二等加藤精三君の長逝を哀悼し
つつしんで弔詞をささげます

安宅常彦君の故議員加藤精三君に対する追悼
演説

○議長(船田中君) この際、弔意を表するため、
安宅常彦君から発言を求められております。これ
を許します。安宅常彦君。

〔安宅常彦君登壇〕

○安宅常彦君 ただいま議長から御報告がありま
したとおり、本院議員加藤精三先生は、去る五月
三日山形県鶴岡市の自宅においてにわかに逝去さ
れました。まことに痛惜の念にたえません。
私は、ここに、諸君のお許しを得て、議員一同

を代表し、つつしんで追悼のことばを申し上げま
す。(拍手)

加藤先生は、明治三十三年十一月山形県鶴岡市
の旧家に生まれました。長じて庄内中学から第一
高等学校を経て、大正十三年に東京帝国大学法学
部を卒業し、内務省に入られました。茨城等各県
の課長、文部省の課長、島根、鹿児島、青森各県の部
長をつとめた後、昭和十九年に応召して中支に渡
り、復員されたのは昭和二十一年でありました。
復員後間もなく、同年五月に鶴岡市長に就任
し、二十二年、二十六年、両度の市長選挙に当選
した。烈々たる郷土愛に燃える先生は、よいと
思ったことは直ちに実行に移し、万難を排して実
現させるといふ決然たる態度と旺盛な行動力とを
もって、戦後の困難な時代にあつて市政の刷新に
多大の貢献をいたされ、住民の生活に大きな希望
を与えられたのであります。(拍手)

市長在職中の手腕は郷党の高く評価するところ
となり、推されて昭和二十七年十月の第二十五回
衆議院議員総選挙に出馬し、みごと最高点をもつ
て当選の栄をになられたのであります。自来、当
選すること前後五回、在職九年八カ月に及んでお
ります。

本院に議席を得るや、国政上、地方自治体の繁
栄をもたらしことが重要であるという点に着目
し、地方に山積する諸問題を解決することこそ自
分に与えられた使命であるとの信念に立ち、終始
一貫、地方自治の向上、地方財政の確立に尽くさ
れたのであります。本院地方行政委員会の委員、
理事として、あるいは党の政務調査会地方行政
調査会委員として、たゆみない活動を続けられま

した。

石橋内閣、第一次岸内閣において自治政務次官
にあげられましたのは、先生にとってまことにふ
さわしい役柄でありました。多年、官界にあつて
全国各地の真情に親しく接し、また、市長とな
つて苦難と激動の途次にある地方行政に直接携
わつた先生の豊富な経験とすぐれた識見は、地方
行政、地方財政関係法の立案審議に光彩を放ち、
具体的な事実をよりどころとしたきめこまかな理
論の展開は、独特の重みをもつて真実の究明を訴
えるものであります。

また、先生は、かねてから地方文化の向上、社
会教育の振興に深い関心を寄せ、公民館の重要性
に思いをいたし、その普及に力を用いておられま
したが、同愛の士と相はかり、これを国の施策と
して取り上げ、社会教育法の改正による国の援助
の法文化、財政措置の強化に寄与し、山形県公民
館連絡協議会会長、全国公民館連絡協議会副会長
として重きをなしておられました。

さらに、先生の本院における活躍は、文教、社
会労働、大蔵、農林水産等広く各般の分野にわ
たつております。特に、本年一月には選ばれて法
務委員長の重責をにない、司法、検察行政の適正
な運営、人権擁護の徹底に力を傾けておられまし
た。先生の謹厳にしてしかも温厚な人柄のゆえ
に、委員会は真剣な気魄のうちにも、よきチーム
ワークが保たれていたものでありまして、与野党委
員は、ひとしく先生を敬慕してやまなかつたので
あります。(拍手)

党にあつては、政策通として、文教問題、酪農
問題、国民年金問題、労働問題等々にすぐれた見
識を示されました。また、総務、全国組織委員会
副委員長、組織総局長の要職をも歴任されたので

昭和四十年五月十四日 衆議院會議録第四十四号 安宅常彦君の故議員加藤精三君に対する追悼演説

あります。

このように、加藤先生が国政審議のために尽くされた功績はまことに偉大なものがあります。思うに、加藤先生は、辺幅を飾らず、清廉潔白にして、きわめてまじめで謙虚な方でありました。先生が最も好んだことは「真実一語」そのままたに、みずからの功を誇ることもなく、おのれをひなしゅうして、ひたすらに郷土のため、国のために東奔西走し、席のあたたまるとまもなくあつたのであります。(拍手)まさに議人らしい議人であつたと申せましょう。

先生は、しかも涙もろい、すこぶる人情に厚い方でありました。だれしもが心から敬愛の念を抱いて先生のもとにつどい、先生もよくその期待にこたえて、鶴岡に精三会館を建てて若い人々の修養の場を設けるなど、実によく人々のめんどろを見られました。先生の突然の訃報に接し、郷党はあけて暗涙にむせんだのであります。

私ごとで恐縮であります。私が本院に初めて議席を得たころ、加藤先生が、「地方行政こそ国政の基本であるから、これをすみからすみまで勉強することが国民のための政治家の責任です。あなたのような経歴の人は特に地方行政を勉強されたい」と申されたことがあります。私が当初数年間地方行政委員会に所属していましたが、この先生の教えに負うところがあつたのであります。このことは、私の生涯にとつて決して忘れることのできない思い出の一つとなっております。(拍手)

先生の古武士的な風貌のうちに温情のこもつた、党派を越えたいつくしみの情をいまさるながら新たに、惜別の念切々たるものがあります。いまや、わが国内外の動きはきわめて重大の時

期に際し、また、先生が生涯を通じて努力を傾注された地方行政は幾多の問題を内包し、その前途はきわめてきびしいものがあります。ことに、ことしの異常な天候のもとに、先生の愛してやまなかつた農村は危機に脅かされております。このときにあたり、実行力に富み、かつ、政策通である先生のような練達之士を失いましたことは、惜しみて余りあるものがあり、ひとり本院の損失であるばかりでなく、国家国民のため実に大きな不幸であると申さなければなりません。(拍手)ここに、加藤先生生前の事績をたたえ、先生の人となりをしるのび、心から御冥福をお祈りして、追悼のことばといたします。(拍手)

日程第一 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
議長(船田中君) 日程第一、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 国民年金法等の一部を改正する法律案
内閣総理大臣 佐藤 榮作
昭和四十年二月十二日

国民年金法等の一部を改正する法律 (国民年金法の一部改正)
第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。
第二十七条第三項中「一万三千二百円」を「一万五千六百円」に改める。

国民年金法等の一部を改正する法律案

第五十八条中「二万一千六百円」を「二万四千元」に改める。
第六十二条中「一万五千六百円」を「一万八千円」に改める。
第六十五条第五項中「八万円」を「十万二千五百円」に改め、同条第六項中「二十万円」を「二十万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。
第六十六条第二項中「四十万円」を「四十三万円」に、「控除額と同法第十一号の十第一項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「控除額に相当する額」に改める。
第六十七条第二項第一号中「二十万円」を「十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。

第七十七条第一項中
一〇年以上一五年未満 一四、四〇〇円
一五年以上一六年未満 一五、〇〇〇円
一六年以上一七年未満 一五、六〇〇円
に改め、同条第二項中「保険料納付済期間が十四年未満」を「保険料納付済期間が十六年未満」に、
一三一年以上一四年未満 一三、二〇〇円
一四年以上一五年未満 一四、四〇〇円
一五年以上一六年未満 一五、六〇〇円
に改め、同条第三項中「第二十七条」を「第二十七条第一項及び第二項」に改め、

第七十九条の二第三項中「一万三千二百円」を「一万五千六百円」に改める。
附則第九条の三中「一万五千六百円」を「一万八千円」に改める。
別表一級の項第十号中「(精神病質、神経症及び精神薄弱によるものを除く。以下この表において同じ。)」を削る。
児童扶養手当法の一部改正
第二条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号中「別表第一号から第八号まで」の下に「又は第十号」を加え、同項第二号中「以下第四号」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。
第五条中「千円」を「千二百円」に、「千七百円」を「千九百円」に改める。
第九条中「二十万円」を「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。
第十一条中「四十万円」を「四十三万円」に、「控

除額と同法第十一条の十第二項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額を「控除額に相当する額」に改める。

第十三条第二項第一号中「二十万円」を「二十万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。
(重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正)

第三条 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「千円」を「千二百円」に改める。

第七条中「二十万円」を「二十二万円」に改め、「重度精神薄弱児又は」及び「重度精神薄弱児を除く。」を削り、「三万円」を「四万円」に改める。

第九条中「四十万円」を「四十三万円」に、「控除額と同法第十一条の十第一項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「控除額に相当する額」に改める。

第十一条第二項第一号中「二十万円」を「二十万円」に改め、「重度精神薄弱児又は」を削り、「三万円」を「四万円」に改める。

附則第六項を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民法別表の改正規定及び第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は昭和四十年八月一日から、第一条中国民法第五十八條、第六十二條及び第七十九條の二第三項の改正規定は同年九月一日から施行する。

(障害年金の支給要件に関する経過措置)

第二条 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者が、二十歳に達した

日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、国民年金法第三十条第一項第一号の要件に該当し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日が昭和四十年八月一日前であり、かつ、同日において前後の廃疾を併合してこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める程度の廃疾の状態を除く。以下同じ。)にあるときは、同法第三十条第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において同法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

2 昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえた者)については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ昭和三十六年四月一日と読み替へるものとする。
(母子年金及び準母子年金の額の改定)

第三条 昭和四十年八月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあるもの(その母子年金又は準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。)と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子年金又は準母子年金の額を改定する。
(母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置)

その死亡者によつて生計を維持した女子(前条に規定する祖母又は姉を除く。)が、昭和四十年八月一日において同法第四十一条の二第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上である者に限る。)にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

経過措置

第四条 夫(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の死亡日の前日において国民年金法第三十七条第一項第一号の要件に該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて前条に規定する妻以外のものが、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)

と生計を同じくするときは、同法第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)となつてゐるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日の前日において国民年金法第四十一条の二第一項第一号の要件に該当し、かつ、死亡者の死亡の当時

その死亡者によつて生計を維持した女子(前条に規定する祖母又は姉を除く。)が、昭和四十年八月一日において同法第四十一条の二第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上である者に限る。)にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしていないとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。)

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

(遺児年金の支給要件に関する経過措置)

第五条 国民年金法第四十二条第一号の要件に該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子が、昭和四十年八月一日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるときは、同条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、その子が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 現に婚姻をしてゐるか及び養子となつてゐるとき(父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子

昭和四十年五月十四日 衆議院會議録第四十四号

国民年金法等の一部を改正する法律案

一〇五四

でなくなつてゐるとき。

三 現に母又は父と生計を同じくしてゐるとき。

2 前項の場合において、同項の子以外の子で、昭和四十年八月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金法第四十四条第一項に規定する額に改定する。

3 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十年八月一日前に国民年金法第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお同法第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することが出来る。

4 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

(障害福祉年金等の額の改定)

第六条 昭和四十年九月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条(同法第六十四条の四において準用する場合を含む。)又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十年八月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖

母若しくは姉が、国民年金法第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟姉であつて、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。以下同じ。)にあるもの(その母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。)と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟姉の數に應じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

(年金額に関する経過措置)

第七条 昭和四十年八月以前の月分の母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

(障害福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第八条 明治二十八年八月三日から昭和二十年八月一日までの間に生まれた者(昭和四十年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者)が、廃疾認定日が昭和四十年八月一日前である傷病(初診日において国民年金法第七十九条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。)により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、同法第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日)以後である二以上の傷病により廢

疾の状態にある者であつて、これらの傷病による廢疾を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日)前である傷病による廢疾と初診日が同日以後である傷病による廢疾とを併合して同項に規定する廢疾の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病に係る廢疾が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつ、その傷病の初診日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 被保険者であつた者については、初診日の前日において国民年金法第五十六条第一項第二号に該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、初診日の前日において国民年金法第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したること。

(母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第九条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻(附則第六条第二項に規定する妻を除く。)であつて、昭和二十年八月一日以前に生まれたもの(昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の国民年金法別表に定める一級に該当する程度の廢疾

の状態にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、同法第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしてゐるとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子(附則第六条第二項に規定する祖母又は姉を除く。)であつて、昭和二十年七月一日以前に生まれたもの(昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十年八月一日において国民年金法第六十四条の三第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。)にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしてゐるとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死

亡後に養子となつた場合に限る。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、既に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

3 前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 被保険者であつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第六十一条第一項第二号又は第六十四条の三第一項第二号にそれぞれ該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したること。

(障害福祉年金等の支給停止に関する経過措置) 第十条 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第五項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金についての受給権者が同法第六十五条第五項に規定する給付を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

2 国民年金法第六十五条第六項及び第六十七条第二項(同法第七十九条の二第六項においてこ

これらの規定を準用する場合を含む。)の規定による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和四十年九月以降の月分のこれらの福祉年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの福祉年金については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項、第六十六条第二項(同法第三項の規定を適用する場合を含む。)及び第六十七条第二項(同法第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定は、昭和三十一年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十八年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の国民年金法附則第九条の三の規定は、昭和四十年九月以降の月分の母子年金及び準母子年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があつたことによる支給の停止については、なお従前の例による。

(児童扶養手当の額に関する経過措置) 第十一条 この法律による改正後の児童扶養手当法第五条の規定は、昭和四十年九月以降の月分の児童扶養手当(以下この条及び次条において「手当」という。)について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。(児童扶養手当の支給の制限等に関する経過措置)

第十二条 児童扶養手当法第九条の規定による手当の支給の制限及び同法第十三条第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の同法第三条第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

第十三条 この法律による改正後の重度精神薄弱児扶養手当法(以下「手当法」という。)第五条の規定は、昭和四十年九月以降の月分の重度精神薄弱児扶養手当(以下「手当」という。)については、なお従前の例による。

(重度精神薄弱児扶養手当の額に関する経過措置) 第十三条 この法律による改正後の重度精神薄弱児扶養手当法(以下「手当法」という。)第五条の規定は、昭和四十年九月以降の月分の重度精神薄弱児扶養手当(以下「手当」という。)については、なお従前の例による。

第十四条 手当法第七条の規定による手当の支給の制限及び同法第十一条第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の児童扶養手当法第三条第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

第十五条 手当法に規定する重度精神薄弱児が、昭和四十年八月一日において、附則第三条、附則第四条、附則第六条第二項又は附則第九条の規定により、新たに国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金(以下「母子年金等」という。)の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつた場合において、次項第一号イの額が同号ロの額をこえるときは、当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者が引き続き当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する間、その者に対する同年九月以降の月分の手当の支給については、当該重度精神薄弱児は、手当法第四条第三項第五号に該当しないものとみなし、当該母子年金等のうち母子年金又は準母子年金は、同法第四項第三号に規定する公的年金給付でないものとみなす。ただし、当該母子年金等の支給が引き続き行なわれる間に限る。

2 この法律による改正後の手当法第七条、第九條(同法第十条の規定を適用する場合及び同法第十一条第二項第三号において例による場合を含む。)及び同法第十一条第二項の規定は、昭和三十九年以降の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十八年以前の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

(重度精神薄弱児扶養手当の支給に関する特例) 第十五条 手当法に規定する重度精神薄弱児が、昭和四十年八月一日において、附則第三条、附則第四条、附則第六条第二項又は附則第九条の規定により、新たに国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金(以下「母子年金等」という。)の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつた場合において、次項第一号イの額が同号ロの額をこえるときは、当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者が引き続き当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する間、その者に対する同年九月以降の月分の手当の支給については、当該重度精神薄弱児は、手当法第四条第三項第五号に該当しないものとみなし、当該母子年金等のうち母子年金又は準母子年金は、同法第四項第三号に規定する公的年金給付でないものとみなす。ただし、当該母子年金等の支給が引き続き行なわれる間に限る。

2 前項の規定の適用により重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者に支給する手当の額は、手当法第五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算した額とする。

昭和四十年五月十四日 衆議院會議録第四十四号 国民年金法等の一部を改正する法律案

昭和四十年五月十四日 衆議院會議録第四十四号

國民年金法等の一部を改正する法律案 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案

一 イの額からロの額を控除した額

イ この法律による國民年金法及び手当法の改正がないものとした場合において、昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と同月分として支払われることとなる当該手当の額との合算額

ロ 昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と重度精神薄弱児(当該重度精神薄弱児を除く)の數に応じて、この法律による改正後の手当法の規定により計算して得た昭和四十年九月分の手当の額

3 前項第一号に規定する額の基礎となる者が減少したときは、その減少した日の属する月の翌月から、同項の規定による手当の額を、昭和四十年八月三十一日においてその減少があつたものとみなして同項の規定の例により計算した額に改定する。

4 第二項第一号に規定する額の計算の基礎となる者が減少した場合において、昭和四十年八月三十一日においてその減少があつたものとみなして同項第一号イの例により計算した額が同号ロの例により計算した額に等しいか、又は満たなくなつたときは、その減少した日の属する月の翌月以降の月分の手当については、第一項の規定を適用しない。

5 第二項の規定による額の支給を受ける者について、手当の額の計算の基礎となる重度精神薄弱児が生じたときは、その生じた日の属する月の翌月から、その手当の額を、その重度精神薄弱児を同項第二号に規定する額の計算の基礎に加えて同項の規定の例により計算した額に改定する。

6 前項に規定する重度精神薄弱児が手当の額の計算の基礎とならなくなつたときは、その計算の基礎とならなくなつた日の属する月の翌月から、前項の規定による手当の額を、その重度精神薄弱児を第二項第二号に規定する額の計算の基礎に入れずに同項の規定の例により計算した額に改定する。

國民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
附則第八條第三項中「第六十四條」を「第六十四條の三」に改める。
附則第九條第五項及び附則第十條第四項を削る。

理由
國民年金、児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当について、福祉年金の額及び手当の額を引き上げ、支給制限を緩和するとともに、障害年金等について、その支給の対象となる障害者の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事小宮山重四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小宮山重四郎君登壇〕

○小宮山重四郎君 たいま議題となりました國民年金法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、國民年金法、児童扶養手当法及び重度精神薄弱児扶養手当法の内容の充実をはかりましたため、年金額及び手当額の引き上げ等を行なうこととするものでありますが、國民年金法のおもなる改正要旨は、
第一に、老齢福祉年金額を月額千八百円から二千三百円に、障害福祉年金額を月額千八百円から二千三百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金額を月額千三百円から千五百円に、それぞれ引き上げることとあります。

第二に、障害年金及び障害福祉年金の対象となる障害者の範囲を精神薄弱にまで拡大することと、母子年金及び母子福祉年金について、障害のため所定の年齢をこえてもなお対象とされる場合の障害者の範囲を精神薄弱にまで拡大することとあります。

第三に、福祉年金受給権者の所得による支給制限額を二十万円から二十二万円に引き上げますとともに、受給権者の扶養義務者の所得による支給制限額を扶養親族が五人の標準世帯では六十五万円を七十一万六千円に緩和することとあります。また、公務扶助料等の競争公務に基づく公的年金と福祉年金との併給限度額を八万円から十万二千五百円に引き上げることとあります。

次に、児童扶養手当法及び重度精神薄弱児扶養手当法の改正要旨は、
第一に、児童扶養手当額を児童一人の場合には千円から千二百円に、二人の場合には千七百円から千九百円に引き上げますとともに、重度精神薄弱児扶養手当額を重度精神薄弱児一人につき月額千円から千二百円に引き上げることとあります。
第二に、支給制限の緩和を國民年金法の改正の場合と同様の改正を行なうこととあります。
なお、児童扶養手当法の場合は、手当の対象となる児童の障害の範囲に精神薄弱を加えることとあります。

本案は、三月十一日本委員会に付託となり、五月十三日の委員会において、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。
なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案を議題といたします。

農地被買取者等に対する給付金の支給に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十年二月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

農地被買取者等に対する給付金の支給に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、農地被買取者及びその遺族等に対する給付金の支給に關し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「農地被買取者」とは、旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号。以下「措置法」といふ。)第三条第一項若しくは第五項又は農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第二条第一項第一号の規定により農地を買収された者で、その被買取農地の面積が一畝以上のものをいふ。

2 この法律において「被買取農地の面積」とは、第一号に掲げる面積から第二号に掲げる面積を控除して得た面積をいふ。

一 措置法第三条第一項若しくは第五項又は農地法施行法第二条第一項第一号の規定により買収された農地(昭和四十年三月三十一日以前に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第八十条の規定によりその買収前の所有者に売り払われた農地その他政令で定める農地を除く。)に係る次の面積(措置法第十条の面積をいふ。以下同じ。)の合計面積

イ 田の面積(北海道の区域内にある田につ

いては、その面積に政令で定める割合を乗じて得た面積。次号において同じ。)

ロ 畑の面積(北海道の区域内にある畑については、その面積に政令で定める割合を乗じて得た面積。次号において同じ。)の百分の六十に相当する面積

二 措置法第十六条第一項又は第二十八条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により売り渡された農地(昭和二十五年七月三十一日以後に売り渡された農地については、その対価が旧自作農創設特別措置法施行規則(昭和二十一年農林省、大蔵省令第一号)第七条の二の二第一号又は第二号に定める額を基準として定められたものに限る。)に係る次の面積の合計面積

イ 田の面積
ロ 畑の面積の百分の六十に相当する面積

第三条 次に掲げる者には、給付金を支給する。

一 農地被買取者
二 昭和四十年三月三十一日以前に死亡した個人たる農地被買取者の遺族及び同日以前に解散した法人たる農地被買取者の一般承継人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金は、支給しない。

一 昭和四十年四月一日において日本の国籍を有しない個人
二 外国法人、株式会社その他の政令で定める法人その他の団体
三 給付金の支給は、これを受けようとする者の請求に基づいて行なう。

4 前項の請求は、総理府令で定めるところにより、昭和四十二年三月三十一日までに、内閣総

理大臣に対して行なわなければならない。

5 前項の期間内に給付金の支給を請求しなかつた者には、給付金は、支給しない。

第四条 給付金の支給を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げるものとする。

一 死亡した者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていなかつたが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
二 子、孫及び父母
2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が、昭和四十年四月一日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、その子は、同日において出生し、かつ、日本の国籍を有していたものとみなす。

(給付金の支給を受けるべき遺族の順位等)
第五条 給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、次に定めるところによる。

一 前条第一項第二号に規定する順序による。
この場合において、同項第一号に掲げる配偶者は、先順位の遺族と常に同順位とする。

二 子のうちに昭和四十年三月三十一日以前に死亡した者があるときは、その者に係る孫は、代襲により他の子と同順位とする。

三 父母については、養父母、実父母の順とする。
2 給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

第六条 第三条第一項第一号に掲げる者でその被

買取農地の面積が一反以上のものに支給する給付金の額は、当該被買取農地の面積(一反に満たない面積は、切り捨てる。)を次の表の上欄に掲げる区分に区分し、その区分に応ずる同表の下欄に掲げる割合を二万円に乘じて得た金額に、順次、当該区分に応ずる被買取農地の面積の反数を乘じて得た金額の合計額とする。ただし、当該合計額が百万円をこえる場合は、百万円とする。

| 区 | 分 | 割合 |
|--------------|---|-------|
| 一町以下の面積 | | 百分の百 |
| 一町をこえ二町以下の面積 | | 百分の五十 |
| 二町をこえ三町以下の面積 | | 百分の三十 |
| 三町をこえる面積 | | 百分の十 |

2 第三条第一項第一号に掲げる者でその被買取農地の面積が一反に満たないものに支給する給付金の額は、一万円とする。

3 第三条第一項第二号に掲げる者に支給する給付金の額は、その者に係る死亡し又は解散した農地被買取者につき前二項の規定の例によつて算定した金額と同額とする。

(記名国債の交付)
第七条 給付金は、十年(前条第二項の規定により算定した給付金及び同条第三項の規定により同条第二項の規定の例によつて算定した給付金にあつては、五年)以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子と

昭和四十年五月十四日 衆議院會議録第四十四号

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案

する。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合には、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであった当該国債の償還金の請求又は当該国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に對してした当該国債の償還金の支払又は当該国債の記名変更は、全員に對してしたものとみなす。

6 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(支給未済の給付金の支給の特例)
第八条 給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡し又は解散した場合において、その者がその死亡前又は解散前に給付金の支給を請求していなかつたときは、その者の一般承継人は、自己の名で、当該給付金の支給を請求することができる。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による請求に基づいて給付金の支給を受けるべき同順位の前順位が二人以上ある場合について準用する。

(譲渡又は担保の禁止)
第九条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)
第十条 給付金の支給を受ける権利及び第七条第一項に規定する国債は、差し押えることができ

ない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)による場合は、この限りでない。(非課税)
第十一条 給付金には、所得税を課さない。

2 給付金に關する書類及び第七条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。(国債の償還金の支払)
第十二条 第七条第一項に規定する国債の償還金の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。(給付金の返還)
第十三条 不実の申請その他不正の手段により国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、内閣総理大臣は、その者に對して、償還金の全部又は一部に相當する金額の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、内閣総理大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、内閣総理大臣は、国税滞納処分の例によりこれは処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。(権限の委任)
第十四条 この法律により内閣総理大臣に屬する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任す

ることができる。

(総理府令への委任)
第十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(国債の発行の日)
2 第七条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十年六月十六日とする。

(総理府設置法の一部改正)
3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二 農地被買収者等に対する給付金の支給に關する法律(昭和 年法律第 号)の施行に關すること。

理由
農地被買収者及びその遺族等に対して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長河本敏夫君。

「報告書は本号末尾に掲載」
〔河本敏夫君登壇〕

○河本敏夫君 たいだいま議題となりました農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、戦後の農地改革によって農地を一畝以上買収された者及びその遺族等に対し、買収された農地の面積をもとにして、十年以内に償還する無利子の国債をもつて給付金を支給しようとするものであります。

本案は、三月四日本委員会に付託され、三月二十三日の本会議において趣旨説明及び質疑が行なわれたのでありますが、本委員会においては、四月十四日政府より提案理由の説明を聴取し、四月十六日より質疑に入り、自來、委員会を開くこと六回、この間、参考人から意見を聞き、また、大蔵委員会及び農林水産委員会と連合審査を行なうなど、審議を重ねてきたのであります。その詳細は会議録によつて御承知をお願いいたします。

かくて、五月十三日、質疑を打ち切りましたところ、昭和四十年四月一日としていた施行期日を公布の日に変更、本年四月一日から適用する旨の修正案が提出され、採決の結果、多数をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕
農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案に対する修正案(委員会修正)

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

○議長(船田中君) 討論の通告があります。順次これを許します。稲村隆一君。

〔稲村隆一君登壇〕

○稲村隆一君 私は、日本社会党を代表し、たまたま議題となりました農地買収者等に対する給付金の支給に関する法律案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

佐藤総理は、過日の本会議においてわが党の山内広議員の質問に答へ、「旧地主は終戦後日本の民主化に大きな貢献をしたがゆえに、この法案によって報償するのである」と言っておられるのであります。が、事実は全く反対であつて、旧地主は農地改革に対し終始一貫抵抗を試み、強制力によってやむなく農地を解放せざるを得なかつたのであります。

そもそも、地主なる封建的遺物は、経済の発展の法則に従つて、何らかのチャンスに必然に死滅すべき運命にあつたのであります。地主は、近代的農業資本家にあらず、彼らは前時代的な搾取関係において小作料を収奪する以外、企業家としての責任を果たさず、農業経営はすべて小作人にまかせていたのであります。たまたま農機具、肥料代を支出しても、それは高利により小作人に貸し付けるものであるから、資本家として経営費を負担しているのではない、だからアダム・スミス学説の最も忠実な継承者であるブルジョア経済学者のリカルドは、「地主なるものの存在は、生産力の発展を阻害し、富の増進を妨害するものであるから、撲滅しなければならぬ」とまで強調してしたのであります。(拍手)

ヨーロッパ先進国において封建的地主制度は、宗教改革とフランス革命とイギリスの産業革命後、スペイン、ドイツを除いてはほとんど消滅し、多くの地主は近代的農業資本家に転化したのであります。

わが国の小作制度も、日本が近代的資本主義国家として成長する過程において、上からの改革か、下からの革命によって崩壊すべき必然性を有してしたのであります。事実、大正の初期より昭和にかけてのわが国の農民組合運動は、「土地と自由」の旗のもとに、燎原の火のごとく発展し、その結果、全収穫の六割近くの小作料は、戦前すでに二割以下に引き下げられていたのであります。もつと具体的に述べますならば、いまから五十年前の大正元年の統計によれば、全国平均小作料は、上田、下田合わせて最低五一・一%、最高五八・二%であつた。そのために、東北地方、新潟県のごとき大地主制の地帯においては、小作人は軒並みに娘を売つて小作料を払つていた。彼らは小作人は、法律的には農奴ではないが、実際的には農奴のごとき悲惨な生活をしていたのであります。

かくのごとき小作人の生活の窮乏は、全国至るところに小作争議を激発せしめ、たとえば、地主制のもとにあつた新潟県木崎村の小作争議のごときは、数年間にわたり小作争議が続ぎ、延べ五百人以上の人々が牢獄につなげられるがごとく農民解放闘争が展開されたのであります。当時、小作争議調停法が成立し、国及び県は争議調停に狂奔したけれども、小作争議は一向下火にならなかつたのであります。自作農創設法が施行されたが、小作料が下がり、土地の価格が暴落した条件のもとにおいて、

地主の土地を買い者は少なかつたのであります。農民運動は戦争のために弾圧され、解体を強制されたけれども、一たん下がつた小作料は決してそのようにならなかつたのであります。すなわち、第一次近衛内閣の時代、小作料の統制法がでたとき、地主による小作料の引き上げを不可能にしたのであります。したがつて、昭和二十年、終戦直後の小作料は、地主米価は百五十キロ当たり五十五円の据え置きであつた、生産者米価は同じ百五十キロ当たり三百円であつたが、小作料は地主米価によるとされてきたから、かりに反収三百キロで五割が小作料であつても、小作料は六百円のうち五十五円、一割以下の小作料を払うだけでよかつたのであります。

かくのごとき、農地改革以前、すでに地主の優位は失われていたのであつて、当時の解放価格は不当に安いものではなかつたのであります。いま報償と称して再補償すべき理論的並びに實際的根拠は全くないのであります。(拍手)

しかも、昭和二十八年十二月二十三日の最高裁の判決は、正当な補償が行なわれたとして、地主側の違憲訴訟は敗訴になつていたのであります。右の判決以来、歴代内閣は、最高裁の判決に従つて、再補償しないと再三再四明言しているにもかかわらず、報償と称して千五百億円にのぼる血税を給付することは、自民党の選挙運動以外の何ものでもなく、党利党略もはなはだしい。われわれは断じて許すことができないと思つたのであります。(拍手)

旧地主のみならず、あらゆる時代の犠牲者は、社会保障によつて公正に救済されるべきものであります。報償として旧地主の再補償を特別実施するのであるならば、戦災によつて多額の資産を失つ

た多くの人々は、全額補償されなければなりません。また、一兆一千億円にのぼる在外資産を失つた人々は、まづ先に補償されるべきであります。徹頭徹尾日本の民主化に反抗した旧地主に対し、民主主義発展に功績ありと強弁し、報償なる名のもとに、農林省で取り扱うべき法案を総理府扱いとして内閣委員会に提案したるときは、不条理きわまるやり方であり、しかも、内閣委員会において十分なる審議もせず強行採決するがごときは、言語道断であるといわなければなりません。(拍手)

最後に、私は、占領下において行なわれた農地改革について、ぜひ一言しなければならぬのであります。農地改革は、世界のすべての国における重大なる政治的、経済的な問題であります。わが国においては、大化改新の土地改革以来の重大事件で、その政治的影響はきわめて甚大なるものがあるのであります。

私は、かつて一九五六年、インド旅行の帰途、南ベトナムに立ち寄つたことがあります。そのとき、ゴ・ジンジエム大統領の農業顧問として農地改革の仕事に携わつていたラデジンスキーなるアメリカ人に会いました。彼はマッカーサー司令部にあって、日本の農地改革を推進した人物であります。彼の語るところによれば、彼は帝政時代のロシアの大地主の子供であつた。一九一七年の革命のとき、両親に連れられてアメリカに亡命し、少年時代の衝撃から、地主制度、特にアジア及び日本の農地問題に興味を持って研究した。アメリカ農務省の官吏になり、戦後マッカーサー司令部の一員として来日し、農地問題の仕事に従事したのであります。彼は、日本の社会主義化と共産主

義化を阻止するために、先手を打って日本の農地改革を断行し、共産主義の侵入を防ぐべきである。とマッカーサー元帥に進言して、そのいるところとなったと言っておりました。当時は幣原内閣であり、農林大臣は松村謙三氏、農務局長は和田博雄氏でありました。彼は、和田農政局長と協力して農地改革の大事業に着手することができたという話をしておりました。しかしながら、マッカーシー旋風は、純粋な自由主義者である彼を赤として農務省より追放したのであります。彼はある高官に拾われて、南ベトナムにおける農地改革の仕事を担当することになった。しかしながら、地主の圧力によって彼の南ベトナムにおける農地改革は失敗し、アジアにおいて共産党が農地改革を徹底的に遂行しておるとき、南ベトナムの現状は、彼の予言どおりベトナムに支配されるに至ったのであります。(拍手)

農地改革は純然たるブルジョア民主主義改革であって、決して社会主義改革ではありません。一九一七年のロシア革命においてケレンスキー一派が土地改革を遂行しなかつたがために、ボルシェビキがブルジョア民主主義革命である土地改革を断行し、封建的大地主の土地を没収して、貧農に与えることにより政権を獲得したのであります。蔣介石が高利貸しを兼ねる過重な小作料を搾取する野蛮な地主の擁護者であつたから、土地革命の過程より中国共産党が勝利を獲得したのであります。南ベトナムにおいてもまたしかりであります。しかしして、ラデジンスキーなるアメリカの自由主義者の悲劇は、今日はアメリカ自由主義全体の悲劇となつておるのであります。すなわち、国際資本主義は、その初期時代、封建主義と戦つて、これを倒すため、自由主義とデモクラシーを

武器として戦つたが、最後の段階たる帝国主義時代に入つた今日、彼らがかつて敵として戦つた封建君主と同様に、反動的、独裁的となり、自由主義とデモクラシーを投げ捨てたのであります。すなわち、独占資本は、非近代的なる大土地所有制度に反抗して戦いつつある農民の民主主義的要求を共産主義として、至るところにおいて弾圧しつつあるのであります。

日本の資本主義並びに保守勢力も、農地改革によつてきわめて利益を得たにもかかわらず、これを正当に評価するあたわず、農地解放をもつて憲法違反なりとして抗争する旧地主勢力と結合し、その復活をはかるがときは、歴史を逆流せしめんとする行動であります。(拍手)更に農地報償法案こそは、日本の反動化、独裁化、憲法改悪と再軍備と戦争に通ずる最も危険なる方向への示唆であります。

保守党の心ある方々は、真にリベリズムとデモクラシーを守らんとするならば、かかる反動的な農地報償法案に対し、大局的立場においてわれわれとともに断固反対されんことを切望して、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(船田中君) 八田貞義君。
〔八田貞義君登壇〕
八田貞義君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました農地被買取者等に対する給付金の支給に関する法律案につきまして、賛成の討論を行ないます。(拍手)

本法法律案は、農地改革により農地を買収された者に対し給付金を支給しようとするものであります。農地改革が農村、農業はもとより、わが国全体の経済の発展、民主化に大きな役割りを果たしましたことは、いまでも申し上げるまでもござ

いせん。もちろん、今日の経済発展、民主化は、全国民のたゆまぬ努力によるものではあります。が、かりにこの農地改革が、あのような奉仕的な形で、しかも円滑に実施できなかったという事態を想定いたしてみますならば、諸外国の例に徴しましても、それによる社会、経済の混乱は相当なものであつたらうといふことは、容易に想像されるのであります。(拍手)

このような農地改革が、協力的かつ円滑に行なわれなかったことは、いろいろな事情、経緯があつたにいたしまして、これに対する旧地主の方々の協力に負うところまことに大なるものがあり、また一方、先祖代々の農地という、所有者にとつては精神的にも財産的にも欠くことのできないものを強制的に買収されたといふことは、それが法律に基づき、正当な対価を支払って行なわれたものでありまして、旧地主の方々にははかり知れない心理的衝撃、経済的影響を与えたであらうことは何人も否定できないのであります。(拍手)

しかも、その後の経済発展等に伴います土地価格の騰貴、創設農地の転用、転売、生活状況の大きな変化等によりまして、もしこの土地を所持し、保有しておつたならばという、暗く、しかもやり場のない心理的影響は、このことにより一そう強められ、拍車をかけられたであらうことは、あらためてここに申し上げるまでもないと存じます。

このようなことから、旧地主問題は、社会的問題として一種の社会的緊張をさえかもし出しまして、長い間の議論となつてきた次第であります。国政に携わる者といつても放置しておきまじく、決して適當ではなく、愛情のある政治的姿勢であると申すことはできません。(拍手)この際、

この問題につき最終的解決をはかることは、政治家の責務として当然のことであり、社会的にも政治的にも正しいことであると申すべきであります。かくすることに於いて、無血革命ともいふべき偉大なる農地改革に有終の美をもち、かつ、農業生産面の向上に一段と資することになるものと深く信ずるものであります。(拍手)

以上をもちまして、本法案の成立に心からなる賛意を表しまして、賛成討論を終わります(拍手)
○議長(船田中君) 稲富稜人君。
〔稲富稜人君登壇〕
稲富稜人君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました農地被買取者等に対する給付金の支給に関する法律案、いわゆる農地報償法案に対し、反対の意見を表明せんとするものでござります。(拍手)

わが党が本法案に反対する第一の理由は、この農地報償法案は、歴代自民政府が実施してまいりました農業政策の失敗にさらに恥の上塗りをするものであり、実には自民党の党利党略の法案であるといふ点であります。

すなわち、戦後行なわれた農地改革は、第二次世界大戦の大きな犠牲の上に行なわれたわが国民生活の一環として実施されたものであり、この農地改革はわが国の方向を定める基本政策の一つであつたのであります。しかるに、歴代自民政府は、この農地改革という大偉業による農村の民主化という理想を生かそうとせず、ただいたずらに従来の保守的な農政を継続してきたのであります。この失敗は、いまやわが国の農業にはその農業の後継者さえもないといふ、いわゆる三ちゃん農業となり、旧地主の不信を招来したといふことができるのであります。私は、この際、農地

報償法案そのものが、歴代自民党政府の農政の失敗を物語るものであると断ずるものであります。(拍手)

さらに、自民党は、この農地改革とともに農村において革新勢力が伸長しつつあることに對抗するため、旧地主と連携して、農村における保守勢力の温存をはからんとしたのであります。(拍手) この意味において、農地報償法案は、国民のための法案というよりも、むしろ自民党の党利党略の法案なりということができるとあります。(拍手) 極言すれば、来たるべき参議院選挙に対する自民党の選挙対策ともいえる法案であると思ふのであります。(拍手) われわれは、実質総額千五百億円に達せんとする血税を使うこのような法案には断じて賛成するわけにはまいらないのであります。(拍手)

私は、本法案に反対する第二の理由といたしまして、この農地報償法案の不当性と違憲性を明らかにしたいと存するのであります。

すなわち、農地改革は昭和二十一年に成立いたしました旧自作農創設特別措置法に基づいて行なわれたものであり、農地改革の合憲性については、すでに昭和二十八年十二月の最高裁の判決で合憲性が確認されているのであります。このように農地改革の合憲性が実証されているにもかかわらず、いまここで旧地主に追加補償を行なうことは、それがいかなる名目でもってこれを行なおうとも、これは明らかに最高裁の判決を無視した不当な行為であり、しかも違法の措置であるといわざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、この報償が支払われることによって生ずる社会的効果と、国民の血税によって支払われるという社会的犠牲とは、あまりにも均衡せず、

これは明らかに国費の乱費であり、国民に対する不当課税ともいえることができるのであります。(拍手) また、旧地主に対する報償は、あたかも旧地主たる地位ないし身分を理由とする差別待遇、または差別取り扱いにも該当する結果ともい得るのであります。これは法のもとでの平等の原則という憲法の本質にも反する措置であるといわざるを得ないのであります。(拍手)

かく考えてまいりますと、本法案が不当であり、違法であるという点に、一点の疑いもないのであります。将来に大きな禍根を残すものであります。これは言をまたざるところであります。私たちが本法案に反対する第三の理由は、他の戦争犠牲者との均衡の問題であります。

この農地報償法案制定の動きは、すでに十数年の歳月を経過いたしておるのであります。この問題が生じた一つの原因は、戦後のインフレ、さらにその後の物価の高騰であります。これは旧地主には、確かにその主張のとおり、あまりにも苛酷な経済現象ではあったのであります。しかし、このインフレ、物価高騰も、客観的に見ますならば、これは不可抗力的なものであり、その影響はひとしく国民一般に及んだものであります。決して、決して旧地主にのみ起こった現象ではないのであります。(拍手) もちろん旧地主の中には、現実とその日の生活に追われている生活困窮者もありません。しかし、それは地主報償によって救済するのではなく、現行の社会保障制度の枠内において救済されるべきものであります。生活困窮者をその職業、身分によって救済するということになれば、わが国の社会保障制度は根本から瓦解するといわざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、ここで最も重要なことは、旧地主に報償を行なった場合、現在まで放置されている戦争犠牲者に対する救済措置をどうするかという問題が惹起してくるということでもあります。すなわち、引き揚げ者の在外資産に対する補償、戦災者に対する補償、軍需会社に対する補償金、陸海軍納入物資の代金、土木請負業者等の工事代金、沈没した船舶に対する保険金、さらに個人や法人の企業整備の補償金などがそれであり、かくのごとく、他との均衡上よりいっても、または法体系の上からいっても、本法案は実に多くの矛盾に富むものであります。私たちは断じて納得いたすことのできないものであるのであります。(拍手)

以上、私は農地報償法案に対する民社党の反対の理由を明らかにいたした次第であります。私が最後に申し上げたいことは、政府は、この際、このようなりしろ向きの報償を行なうことをやめ、総額千五百億円に達せんとするこの予算を、農業近代化などのもつと前向きな施策にこれを投入すべきであるということであります。(拍手)

いまや、わが国の農業は、迫り来たる国際農業の圧迫のもとに、いかにしてこれを守るかという重大なる時期に当面しておるのであります。せつかく制定された農業基本法の実施にあたって、困の財政的措置が不十分なるために、その立法の精神さえ生かし得ない現状であるのであります。(拍手) この政府の貧困なる農業対策に対して、将来の農業経営に希望を持っていた農村の青年さえも、将来の農村をあきらめて、次から次へと先祖代々住みなれしふるさとを離れて、さびしく去り行くこの農村の若人のうしろ姿を、総理はいかなる目でこれを見ておられますか。

いまこそ政府は、かくのごとき農村の青年に大きな希望を与えなければならぬときであり、それは、あたかも先人が農村民主化という大理想のもとに農地改革の大偉業をなし遂げたときのような大英断をもって、近代的農村建設の抜本的改革をあえて断行しなければならぬときであります。かようなときに及んで、かくのごとき先人の行なつた農地改革の大偉業にあえて汚点を印しさせようとするこの農地補償法案には、わが党は断固として反対せざるを得ないのであります。この際、佐藤内閣の農政に対し猛省を促しまして、私はこれに対する反対の討論を終わらんとするものであります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。午後十時三十五分散会

出席國務大臣
厚生 大臣 神田 博君
農林 大臣 赤城 宗徳君
出席政府委員
内閣官房長官 橋本登美三郎君

昭和四十年五月十四日 衆議院會議録第四十四号 朗読を省略した議長の報告

総理府総務長官 白井 莊二君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
著作権法の一部を改正する法律

(委員推薦通知)

一、昨十三日、議長は、選挙制度審議会特別委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。
小金 義照君

(政府委員解任)

一、昨十三日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、同日(外務省経済局長)中山賀博および(外務省情報文化局長)曾野明の第四十八回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(議席変更)

一、昨十三日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

- 一九 山内 広君
- 二〇 肥田 次郎君
- 二四 佐野 憲治君
- 二五 板川 正吾君
- 二六 湯山 勇君
- 三一 實川 清之君
- 三二 重盛 寿治君
- 三三 稻村 隆一君
- 三四 石橋 政嗣君
- 三九 神近 市子君
- 四〇 滝井 義高君
- 四一 小松 幹君
- 四二 加藤 清二君
- 四三 多賀谷貞稔君

- 四四 楯 兼次郎君
- 四五 原 茂君
- 四六 平岡忠次郎君
- 六一 西宮 弘君
- 六二 田口 誠治君
- 六三 伊藤よし子君
- 六四 金丸 徳重君
- 六五 八木 昇君
- 六六 兒玉 末男君
- 六七 阪上安太郎君
- 六八 野口 忠夫君
- 六九 久保 三郎君
- 七〇 山中 吾郎君
- 七一 江田 三郎君
- 七二 粟林 三郎君
- 七三 森本 靖君
- 七四 横山 利秋君
- 七五 井岡 大治君
- 七六 五島 虎雄君
- 七七 河野 正君
- 七八 田中 武夫君
- 七九 高田 富之君
- 八〇 栗原 俊夫君
- 八一 中澤 茂一君
- 八二 加賀田 進君
- 八三 小林 進君
- 八四 山口丈太郎君
- 八五 川村 兼義君
- 八六 久保田 豊君
- 八七 松平 忠久君
- 八八 赤路 友藏君
- 八九 八木 一男君
- 九〇 石野 久男君

- 九一 片島 港君
- 九二 井手 以誠君
- 九三 山田 長司君
- 九四 芳賀 貢君
- 九五 山中日露史君
- 九六 中嶋 英夫君
- 九七 坂本 泰良君
- 九八 山崎 始男君
- 九九 堂森 芳夫君
- 一〇〇 岡田 春夫君
- 一〇一 赤松 勇君
- 一〇二 山花 秀雄君
- 一〇三 和田 博雄君
- 一〇四 佐々木更三君
- 一〇五 島口重次郎君
- 一〇六 二宮 武夫君
- 一〇七 畑 和君
- 一〇八 中村 重光君
- 一〇九 平林 剛君
- 一一〇 勝澤 芳雄君
- 一一一 有馬 輝武君
- 一一二 堀 昌雄君
- 一一三 安井 吉典君
- 一一四 松浦 定義君
- 一一五 東海林 稔君
- 一一六 岡本 隆一君
- 一一七 石田 宥全君
- 一一八 井谷 正吉君
- 一一九 安宅 常彦君
- 一二〇 淡谷 悠藏君
- 一二一 細迫 兼光君
- 一二二 辻原 弘市君
- 一二三 松井 政吉君

- 一二四 片島 港君
- 一二五 井手 以誠君
- 一二六 山田 長司君
- 一二七 芳賀 貢君
- 一二八 山中日露史君
- 一二九 中嶋 英夫君
- 一三〇 坂本 泰良君
- 一三一 山崎 始男君
- 一三二 堂森 芳夫君
- 一三三 岡田 春夫君
- 一三四 赤松 勇君
- 一三五 山花 秀雄君
- 一三六 和田 博雄君
- 一三七 佐々木更三君
- 一三八 島口重次郎君
- 一三九 二宮 武夫君
- 一四〇 畑 和君
- 一四一 中村 重光君
- 一四二 平林 剛君
- 一四三 勝澤 芳雄君
- 一四四 有馬 輝武君
- 一四五 堀 昌雄君
- 一四六 安井 吉典君
- 一四七 松浦 定義君
- 一四八 東海林 稔君
- 一四九 岡本 隆一君
- 一五〇 石田 宥全君
- 一五一 井谷 正吉君
- 一五二 安宅 常彦君
- 一五三 淡谷 悠藏君
- 一五四 細迫 兼光君
- 一五五 辻原 弘市君
- 一五六 松井 政吉君

(理事補欠選任)

一、昨十三日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

(常任委員解任)

一、昨十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

- 亀岡 高夫君 苗ヶ久保重光君
- 大出 俊君 中村 高一君
- 兒玉 末男君 渡辺 栄一君
- 川俣 清吾君 只松 祐治君
- 米内山義一郎君

外務委員

- 石橋 政嗣君 勝岡田清一君

大蔵委員

- 米内山義一郎君 只松 祐治君
- 大出 俊君 中村 高一君

社会労働委員

- 内海 安吉君 大野 明君

農林水産委員

- 兒玉 末男君 大出 俊君

通信委員

栗山 礼行君 玉置 一徳君

建設委員

大野 明君 玉置 一徳君

内閣委員

内海 安吉君 栗山 礼行君

予算委員

勝岡田清一君 石橋 政嗣君

議院運営委員

堂森 芳夫君

(常任委員補欠選任)

内閣委員

渡辺 栄一君 兒玉 末男君

川俣 清音君 米内山義一郎君

只松 祐治君 龜岡 高夫君

大出 俊君 西ヶ久保重光君

中村 高一君

外務委員

勝岡田清一君 石橋 政嗣君

大蔵委員

中村 高一君 大出 俊君

只松 祐治君 米内山義一郎君

社会労働委員

大野 明君 内海 安吉君

農林水産委員

大出 俊君 兒玉 末男君

通信委員

玉置 一徳君 栗山 礼行君

建設委員

内海 安吉君 栗山 礼行君

大野 明君 玉置 一徳君

予算委員

石橋 政嗣君 勝岡田清一君

議院運営委員

島口重次郎君

(条約送付)

一、昨十三日、参議院に送付した条約は次の通りである。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、昨十三日、予備審査のため次の本院議員提案を参議院に送付した。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

一、昨十三日、参議院に送付した本院提案は次の通りである。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案九州横断自動車道建設法案

一、昨十三日、参議院に送付した内閣提案は次の通りである。

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

固有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法案

(議案通知)

一、昨十三日、参議院送付の次の内閣提案を可決した旨参議院に通知した。

著作権法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提案)

閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

国民年金法は、昭和三十四年の第三十一回国会に制定され、その後、内容の充実等をはかるため、数次にわたる改正が行なわれているが、今回さらに、福祉年金額の引上げ及び支給制限の緩和等をはかり、本制度の一層の発展と内容の充実をはかりとするものである。

また、児童扶養手当法、重度精神薄弱児扶養手当法についても国民年金法の改正と並行し、手当額の引上げ等について改正を行なうとするものである。その主な要旨は次の通りである。

(一) 国民年金法の一部改正に関する事項

1 年金額の引上げ

(1) 老齢福祉年金の額を一万三千二百円(月額一千二百円)から一万五千六百円(月額一千三百円)に引き上げること。

(2) 障害福祉年金の額を二万一千六百円(月額一千八百円)から二万四千円(月額二千円)に引き上げること。

(3) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を一万五千六百円(月額一千三百円)から一万八千円(月額一千五百円)に引き上げること。

2 障害年金等の支給範囲の拡大

(1) 障害年金の対象となる障害の範囲に精神薄弱を加えること。

(2) 母子年金の対象となる子について、障害のため所定年齢をこえてもなお対象となる場合の障害の範囲を障害年金の場合と同様に拡大すること。準母子年金及び遺児年金についても同様とすること。

3 福祉年金の支給制限の緩和

(1) 受給権者の所得による支給制限の限度額を二十万円から二十二万円に引き上げるとともに、受給権者が子等を扶養する場合、二十二万円に加算する額を三万円から四万円に引き上げること。

(2) 受給権者の生計を維持する扶養義務者の所得による支給制限の限度額をその扶養親族数に応じて緩和し、扶養親族が五人である場合の限度額六十五万四千円を七十一万六千円に引き上げること。

(3) 戦争公務により死亡し、又は廃疾となつたことに基づく公的年金受給者に対する福祉年金との併給限度額を八万円から十万二千五百円に引き上げること。

(二) 児童扶養手当法の一部改正に関する事項

1 手当額の引上げ

手当の月額を、児童一人の場合は一千元、二人の場合は一千七百円、三人以上の場合は一千七百円に三人以上一人につき四百円を加算することとなつてゐるのを、一人の場合は一千二百円、二人の場合は一千九百円、三人以上の場合は一千九百円に三人以上一人につき四百円を加算することに引き上げること。

2 支給範囲の拡大

手当の対象となる児童の障害の範囲に精神薄弱を加えること。

3 支給制限の緩和

(1) 支給対象者の所得による支給制限の限度額を二十万円から二十二万円に引き上げるとともに、支給対象者が児童を扶養する場合において二十二万円に加算する

額を三万円から四万円に引き上げること。

(2) 支給対象者と生計を同じくする扶養義務者の所得による手当の支給制限の限度額をその扶養親族数に応じて緩和し、扶養親族が五人である場合の限度額六十五万四千円を七十一万六千円に引き上げること。

(三) 重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正に関する事項

- 1 手当額の引き上げ
重度精神薄弱児一人につき月額一千元を一千二百円に引き上げること。
- 2 児童扶養手当法の改正と同様に支給制限の緩和をはかること。

四 施行期日

公布の日から施行すること。ただし、障害年金等の支給範囲の拡大は昭和四十年八月一日、年金額及び手当額の引上げは昭和四十年九月一日、公的年金と福祉年金との併給制限の緩和は昭和四十年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

国民年金、児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当について、福祉年金額及び手当額の引上げ、支給制限の緩和等をはかることは時宜に適するものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度一般会計予算(厚生省所管)に福祉年金給付費財源繰入として三百九十八億四千

四百九十四万一千円(改善分四十一億一千四百八十八万三千円)、児童扶養手当及び重度精神薄弱児手当として二十五億九千二百八十八万八千円(改善分二億二千八百九十九万五千円)が計上されている。
右報告する。
昭和四十年五月十三日

社会労働委員長 松澤 雄藏
衆議院議長 船田 中蔵

(別紙)

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につき速やかに実現するよう検討努力すること。

- 1 各年金の年金額を大幅に引き上げることとし、厚生年金の改正との均衡をはかること。
- 2 老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げること。
- 3 福祉年金の給付制限を緩和すること。
- 4 年金額、保険料、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従って改善すること。
- 5 右の実現のため大幅な国庫支出を行なうこと。
- 6 拠出年金の積立金の運用については、被保険者の意向が十分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉のため運用する部分を拡充すること。

特に左の具体的事項については可及的速やかに実現するよう図ること。

- 1 各福祉年金額を大幅に引き上げること。
- 2 各福祉年金の所得制限の限度額を大幅に引

き上げるとともに、その後の所得水準上昇にともないこれを引き上げる制度を確立すること。

- 3 夫婦とも老齢福祉年金をうける場合の減額制度を廃止すること。
- 4 老齢福祉年金及び障害福祉年金における配偶者所得制限を廃止すること。
- 5 障害年金、障害福祉年金に関して配偶者並びに子につき加算制度を設けること。
- 6 内部障害の適用範囲をすべての疾病による障害に及ぼすこと。
- 7 福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡を是正すること。
- 8 保険料の免除を受けたものの年金給付についてはさらに優遇措置を講ずること。
- 9 拠出年金について物価変動及び生活水準向上の二要件に対応する明確なスライド規定を設けること。
- 10 年金加入前の障害についても拠出制年金の支給対象とすること。
- 11 障害年金、障害福祉年金ともに障害の等級範囲を厚生年金とあわせること。

なお、国民年金の事務費については、実状に即し増額すること。

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、戦後の農地改革によつて農地を買収された者及びその遺族等に対し、その後の事情等を考慮し、給付金を支給しようとするもので、その主たる内容は次のとおりである。

- 1 農地被買収者とは、旧自作農創設特別措置

法第三条又は農地法施行法第二条の規定により農地を買収された者で、その面積が一畝以上のものをいうものとする。

- 2 被買収農地の面積は、旧自作農創設特別措置法第十六条又は第二十八条の規定により農地の売渡しを受けている場合には、買収された面積からこの売り渡された面積(北海道の農地については、いずれも、政令で定める割合を乗じて得た面積)を差し引き、田は十割、畑は六割として計算することとする。
- 3 給付金の額は、被買収農地の面積が一反以上の上者については、反当たり二万円とするが、その面積が一町をこえる場合には、この二万円を一定の割合(一町をこえ二町までは五割、二町をこえ三町までは三割、三町をこえる面積は一割)で遞減して計算し、その合計額が百万円をこえる場合は、百万円とすることとし、一反未満の上者については一率に一万円とする。
- 4 給付金の支給を受けることができる者は、農地被買収者、昭和四十年三月三十一日以前に死亡した個人たる被買収者の遺族及び同日以前に解散した法人の一般承継人とする。

ただし、外国人及び外国法人、株式会社その他の政令で定める法人その他の団体には給付金を支給しないこととする。

- 5 給付金は、有資格者が昭和四十二年三月三十一日までに、内閣総理大臣に対して請求したもののみに支給することとする。
- 6 給付金は、被買収農地面積が一反以上の場合には十年、一反未満の場合には五年以内に償還する無利子の記名国債をもつて支給することとし、この国債は政令で定める場合を除

き、譲渡、担保権の設定その他の処分をする
ことができないものとする。

7 給付金を受ける権利の認定等内閣総理大臣
に属する権限は、政令により、都道府県知事
等にその一部を委任することができることと
する。

なお、国債の償還金の支払事務は郵政大臣
が取り扱うことができることとする。

8 その他、給付金の支給を受けるべき遺族の
範囲及び順位、給付金についての所得税等の
非課税、給付金を受ける権利の譲渡制限等給
付金の支給に関し所要の事項を定めている。

9 施行期日は、昭和四十年四月一日としてい
る。

二 議案の修正議決理由

本案は、農地改革における農地被買収者の貢
献及びその受けた諸影響等にかんがみ、農地被
買収者等に給付金を支給することは、妥当な措
置と認めるが、「昭和四十年四月一日」としてい
る施行期日は、すでにその期日を経過している
ので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決
した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度一般会計歳出予算に給付金支給
事務処理費として約四億八千六百八十八万円が
計上されている。

なお、国債の交付総額は、約一千四百五十六
億円の見込みである。
右報告する。

昭和四十年五月十三日

内閣委員長 河本 敏夫

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

附則

(小字及び一は修正)

(施行期日)

1 この法律は、^{公布の日}昭和四十年四月一日から施行
し、昭和四十年四月一日から適用する。
する。

昭和四十年五月十四日 衆議院會議錄第四十四号

一〇六六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

| |
|---|
| 定価 一部 二十五円 <small>(ただし良質紙は三十円)</small> <small>(送料共)</small> |
| 発行所 東京都港区赤坂奥町二番地 大藏省印刷局 電話 東京 五八二 四四二一(大) |